平成２３年（フ）第６８８号
岡山市南区西市103番地２　Ａ―102、住民票上の住所岡山市南区東畦265番地
債務者　平田　智彦
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２７号
神奈川県大和市草柳１丁目８番地８
債務者　高橋康三郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７７号
横浜市旭区東希望が丘６―37　榊荘102萬代寺一男方、住民票上の住所神奈川県海老名市社家1040番地　萬代寺和寛方
債務者　萬代寺和行
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９２号
神奈川県綾瀬市早川城山２丁目11番３号　道志会
債務者　渡邉　嘉一
成年後見人　社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９６号
東京都昭島市玉川町３丁目31番14号サグレス４Ｆ
債務者　宇野志津香
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４０５号
東京都八王子市台町３―13―16スカイコート八王子２　403号室、住民票上の住所兵庫県姫路市林田町中構308番地
債務者　水田　裕之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７５６８号
大阪府豊中市浜１丁目８番18―224号、住民票上の住所兵庫県尼崎市道意町６丁目31番地の９
債務者　濱田　隆広
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８１５号
横浜市神奈川区神大寺１丁目４番10号　しみず荘
債務者　片岡　　英
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４６号
横浜市金沢区乙舳町13番３号　相川荘103
債務者　佐々木真奈美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１０１号
登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西小岩２丁目20番９号、主たる事務所千葉県船橋市湊町２丁目12番４号　湊町十二番館ビル４階
破産者　エムケイフーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４７号
千葉県銚子市新町977番地の１
破産者　株式会社アグリ流通
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２号
千葉県船橋市葛飾町２丁目343番地
破産者　川新株式会社
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４１号
愛知県稲沢市片原一色町下平15番地１
破産者　アドフレーム株式会社
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１１号
名古屋市中区栄４丁目11番23号
破産者　合資会社大弥製袋所
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１９号
愛知県愛知郡長久手町砂子1309番地
破産者　合同会社ティーアンドジーコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番20号
破産者　有限会社はやし薬局
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所